

スがあり、これが研修生の経済的負担となって、研修時間外の稼働や不法就労を助長しているとの指摘もあり、送出し機関が不当に高額な保証金等を徴収している場合には、その送出し機関からの受入れを取りやめる等の対応が必要となります。

#### ⑤ 帰国後の修得技術等の活用状況に関するフォローアップ

送出し機関は、本邦で技術等を修得した研修生・技能実習生が本国でそれを活用しているかどうかについてのフォローアップを行う必要があります。これは、基準省令で、研修生が修得した技術等が研修生の本国で活用されることが必要とされているためであり、また、研修・技能実習の趣旨として技術等を海外に移転するものであるということからも求められます。具体的には、研修生が帰国後、本国において一定期間、我が国で学んだ技術等を活用する業務に従事しているかどうかを確認することです。

受入れ機関が爾後の申請で地方入国管理局等から提出を求められた場合には、速やかに提出できるよう、確認した活用状況は取りまとめ、受入れ機関に報告しておく必要があります。

#### (4) 研修生の適格性

研修を適正に行うためには、受入れ機関が体制を整えた上で適正な指導を行うことが重要ですが、他方、研修生も研修制度の趣旨を理解し、受入れ機関の指導の下、研修に対する意欲を持ち続けることが重要です。

特に、研修は学ぶ活動であり、労働ではないこと、研修手当は生活の実費であって労働の対価ではないことを理解した上で技術等の修得に当たることを、研修生に徹底しなければなりません。

また、受入れ機関から失踪して不法就労することは、退去強制の対象となるほか、処罰の対象ともなる行為であり、失踪した研修生自身が不利になることを十分に認識させなければなりません。

受入れ機関は、これらのことを研修生に対して十分に説明し理解させる必要があります。

#### (5) 倒産等により研修が継続できなくなった場合の取扱い

第二次受入れ機関が倒産等して、研修が継続できなくなる場合があります。

このような場合であっても、研修生が引き続き研修を行うことを希望し、適正な研修を実施する体制を有していると認められる他の機関に受け入れられるときは、引き続き在留が認められます。したがって、研修を継続できなくなった機関が受け入れていた研修生が、研修の継続を希望している場合には、当該機関は、その旨を地方入国管理局等に申し出るとともに、財団法人国際研修協力機構（以下、「JITCO」といいます。）等関係機関の協力・指導等を受けるなどして、新たな受入れ機関を探す必要があります。

### 第3 適正な技能実習の実施について

#### 1 技能実習制度についての理解、技能実習告示の遵守

技能実習制度は、研修とは異なる制度であり、研修が技術等を学習するものであるのに対し、技能実習は研修で一定程度の技術等を修得したと認められる者が、在留資格を「特定活動」に変更した上で、研修を行っていた第二次受入れ機関と同一の機関（以下、「実習実施機関」といいます。）と雇用契約を結び、生産現場での労働を通じてより実践的な技術等を修得する制度です。

この技能実習制度の趣旨を正しく理解するとともに、「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」（以下、「技能実習告示」といいます。）に沿った技能実習を実施することが必要です。

具体的には以下の点に注意する必要があります。

##### (1) 研修生との明確な区別

技能実習生は、研修で一定程度以上の技術等を修得した者であり、雇用関係の下で、より実践的に技術等を修得する者ですから、研修生とは明確に区別しなければなりません。

技能実習生には技能実習計画を立て、それに基づいた指導を行うこと、研修期間中より高度な技術等を修得させること等が必要です。

##### (2) 実習実施機関による責任ある技能実習の実施

技能実習では、技能実習計画を策定しJITCOの評価を受けるとともに、技能実習生と実習実施機関とが雇用契約を結んで活動を行うわけですから、実習実施機関は技能実習計画に従って、技能実習生に指導を行うとともに、賃金の未払い等の労働関係法規違反がないよう